

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 8 日

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

国土交通省
自動車局貨物課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた
事業の継続に係る要請等について（依頼）

昨日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出されました。

同対策本部において改訂された「基本的対処方針」においては、緊急事態措置を実施すべき期間は本日から 5 月 6 日までの 1 か月間、実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の 7 都府県とされとともに、緊急事態措置に関する重要事項が新たに定められました。

つきましては、貴協会におかれては「基本的対処方針」について御了知いただくとともに、本内容について会員各位に周知の上、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

また、緊急事態措置に関する重要事項として、緊急事態宣言下においても「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する」(三.(3)⑪)とされており、同方針の別添においては、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として物流・輸送サービス関係の事業についても例示として挙げられております。

つきましては、同方針に基づき、業務の継続のための体制整備や感染症対策の一層の推進を図っていただけますよう、よろしくお願いいたします。

(添付資料)

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた所管事業者に対する事業の継続に係る要請等について（依頼）（令和 2 年 4 月 7 日付大臣官房危機管理官事務連絡）

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 7 日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた
所管事業者に対する事業の継続に係る要請等について（依頼）

本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発出されました。

同対策本部において改訂された「基本的対処方針」においては、緊急事態措置を実施すべき期間は本日から 5 月 6 日までの 1 か月間、実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の 7 都府県とされるときともに、緊急事態措置に関する重要事項が新たに定められました。

つきましては、貴局等において、「基本的対処方針」について御了知いただくとともに、指定公共機関を含む所管事業者に対し、周知徹底を図っていただくよう、お願いいたします。

また、緊急事態措置に関する重要事項として、緊急事態宣言下においても「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する」(三.(3)⑩)とされているところです。

つきましては、同方針において緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者とされている、物流・輸送サービス、下水道、ホテル・宿泊、自動車整備、河川や道路等の公物管理、公共工事等に関する事業者に対し、業務の継続のための体制整備や感染症対策の一層の推進を要請していただけるよう、よろしくお願いいたします。

- (別添 1) 第 27 回新型コロナウイルス感染症対策本部 内閣総理大臣発言
- (別添 2) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（政府対策本部長公示）
- (別添 3) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 4 月 7 日決定）